

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第17号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条事業部の款廃棄物指導課の項に次の1号を加える。

- (9) 一般廃棄物処理手数料（一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物をクリーンセンターに搬入するときの手数料で、徴収の時期等について特別の取扱いをするものに限る。）の徴収に関すること。

第14条都市景観部の款都市景観課の項第4号中「京都市伝統的建造物群保存地区条例」を「景観法，京都市伝統的建造物群保存地区条例」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，景観企画課の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は，平成17年6月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)